

第3回可燃ごみ処理施設環境保全協定検討委員会 要点録

【日 時】令和3年(2021年)6月26日(土) 10:00～
浅川清流環境組合 601 会議室

【出席者】

○委員

- ・学識経験者：2名 ・クリーンセンター連絡協議会：1名
- ・新石自治会：2名 ・新井自治会：2名 ・落川上自治会：2名 ・百草園自治会：2名
- ・百草園団地自治会：2名
- ・行政職員：4名（日野市環境共生部長兼クリーンセンター長、
国分寺市建設環境部長、小金井市ごみ処理施設担当課長、浅川清流環境組合事務局長）

○事務局

事業課長、総務課長、事業課係長、総務課係長、事業課職員、総務課職員

【次 第】

1. 開会

2. 議事

前回委員会からの修正箇所の確認

Q：今年度中に締結ということで良いか。今年度の総会で諮るという想定か。

A：周知期間延長の要望を受け、令和3年度も委員会を継続することにしました。
総会にかけるかかけないかは自治会毎に判断の違いが出ると思います。

Q：3月中下旬の総会で間に合うのか。

A：間に合います。（補足：自治会によっては早く結ぶところもあると思います。）

Q：苦情・要望等受付票は公文書になるのか。

これに対する回答の公表はどうか。文書の保存期間はどうか。

A：公文書です。1年程度の保存期間が標準だと思います。詳細の決定はこれからとなります。

受け付けたものは専門家委員会で議論や情報共有をし、組合HP上での公表を考えています。

Q：要望の解決には時間を要するので、保存期間を1年ではなく、もっと延ばしたらどうか。

A：延ばすことを検討します。

Q：FAQを作成した方が良いと思う。組合HPに載せたらどうか。

A：検討します。

Q：苦情等対応手順のうち、「広範囲に影響のある案件」についての定義は。

A：公害防止を前提とした協定です。公害は広範囲に影響が出るものと考えており、このような表現としました。

委員長：FAQは是非作った方がいいと思う。最終的には組合にもメリットがある。
対応手順の広範囲の部分の定義は具体的にしてほしいと思う。

Q：協定第1条第3項の「いずれ」の場合とは、事前協議の有無にかかわらずという意味か。

A：「多摩地域ごみ処理広域支援体制」に基づく相互支援及びその他の広域支援要請によるものを指しています。いずれの場合も、事前通知と結果報告をします。

Q：受け入れ前の通知とは具体的にはどのようなものか。

A：文書で各自治会長に通知をします。

緊急に会を開いての説明が原則ですが、できない場合は文書を各自治会長へ届けます。

意見：回覧用イラストチラシ感謝する。

Q：鳥インフルエンザ発生の場合、事前の支援協定があって受けざるを得ないものなのか。

受け入れの判断は組合か3市か。また、実際に運ばれた場合の処理はどうなるのか。

ごみピットに入れるのか。

A：施設の受け入れが可能な状態であれば、受け入れの拒否はできません。日野市内の養鶏場で発生したら真っ先に浅川清流環境組合に搬入されます。

当組合が運転停止中の場合は、近隣の焼却施設に行きますし、その逆のパターンもあります。

振り分けの決定は東京都が行うこととなりますが、受け入れの判断は組合が行います。

焼却処理の作業は、東京都の職員がごみ投入ホッパに直接、少しずつ入れ、ごみピットには入れません。

Q：コロナごみの処理はどうなるのか。

A：コロナごみは飛散防止で袋を何重にも重ね、さらにフレコンパックに入れた状態で搬入され、ごみピットに入れられましたら、それを直ちにごみクレーンでフレコンパックごとごみ投入ホッパに入れます。その後、ごみクレーン、プラットホームなどを消毒します。

コロナごみをごみピットで攪拌することはありません。

Q：公表基準で言う「深さ3mの浸水が見込まれる場合」は、この場所に避難指示が出た場合も含まれるのか。令和元年の台風19号の時は停止したのか。

A：避難指示の前に停止の手順を踏みます。

また、令和元年は建設中のため、運転はしておりませんでした。

Q：いわゆる相互支援やその他の広域支援のごみの詳細はわからないが、受け入れ拒否はできないということか。

A：ごみの種類や運転状況によります。

例えば、多摩地域ごみ処理広域支援体制の場合は、焼却施設が故障して燃やせなくなった場合や建て替えの場合などが想定され、事前の調整があります。受け入れの余裕がない場合は受け入れをしません。他府県の災害ごみも同様の考え方になります。

一方、鳥インフルエンザやコロナごみは原則、拒否はできません。施設がメンテナンス中で焼却ができない場合以外は原則、受け入れることになります。

Q：いわゆる人道的支援のごみは施設に余裕があれば受け入れざるを得ないということでもいいか。

A：その通りです。

事業課長：第7条の説明

第7条本文では「周辺住民が被害を受け、当該住民」と明記しており、どなたでも苦情・要望を直接組合へ言えるように考慮しています。あらためて組合に、効力の範囲として、自治会限定ではなく、自治会エリアとあえて明示してほしい旨、意見があったため、今回ご議論いただければと思います。

委員長：この協定は自治会と組合で締結するものです。

効力の範囲の表現や自治会未加入者の苦情も受け付ける点など、ご意見はありますか。

Q：効力を広げた場合、何が変わるのか。効力を広めることは構わないが、我々は自治会でのまとめ役である。

A：相手方に自治会以外の方を入れることについて、この協定の主旨に合わないと思います。しかし、組合に直接寄せられた意見があったため、今回、議題としたものです。

Q：相手が自治会というのはそうすべきと思う。それしかないと思う。

自治会加入未加入に拘わらず苦情を受けるのであれば、効力の範囲を明示する意味はないと思う。

A：このフォーマットによる苦情・要望は自治会未加入者が利用しても良いものとして提案したものです。しかし、協定の締結先は自治会ですので、報告は自治会にすることになります。そのため、効力の範囲を記載したとしても、意味のあるものではないかと思えます。

Q：報告が自治会宛てなのは構わない。報告したものがすぐにHPにアップされ、すぐに皆知ることができればいいのではないか。

A：HPでも公表するものと考えていますが、あまりにも個人的な意見の場合は出さないこともあると思います。

また、専門的なものは専門家委員会に報告することになります。

意見：公害などで悪影響を受けた方がフォローできるならこの文書でいいと思う。

この協定は自治会と結ぶ運びなので、自治会未加入者は協定に含まれない理解で良い。

Q：未加入者は直接組合とやり取りすることになるが、その仕組みはあるのか。

A：未加入者からも電話、メール、手紙で意見が今までも届いていますので、仕組みはできています。

Q：本音は建物ができる前にこういった議論をしてほしかった。

条文を自治会員に示す場合、この条項で決まったのだという形で提示しないと、收拾がつかない。

説明会で示す条項を早めに示し、やってもらわないといけない。

3月の総会等と言っていたが、今後1つの自治会で新たに疑義が生じた場合や、変更の要望があった場合、他自治会との整合性の取り方が心配。どう考えているのか。

A：5自治会、すべて同じ内容で協定締結をお願いします。

しかし、時代の変化などで変更せざるを得ない場合などは、クリーンセンター連絡協議会などで協議していくことや、自治会向けの説明が必要と思えます。

3. その他

今後の予定

スケジュールの説明

- ・9月から11月にかけて各自治会からの依頼があれば説明会を開催し、協定の概略説明を実施。
- ・12月4日（土）に第4回検討委員会を開催し、最終案の確認。
- ・以降、総会に諮るなど、準備の出来た自治会から協定を締結。

自治会へのお願い事項の説明：

- ・今後は各自治会の組長会等での説明をお願いします。また、説明会が必要か否かなどご判断ください。9月～11月が説明会を開くタイミングかと思えますので、開催する場合は、日程が決まり次第ご連絡ください。
- ・未加入者向けの説明を行うか否かは自治会にお任せしますが、取りまとめは各自治会でお願いします。未加入者を含めた説明会の場合は、案内を全戸配布するなどを検討します。

- 組長会の意見等があれば連絡をお願いします。
意見等は集約し、第4回検討委員会では最終案として確認をしたいと思っています。
- 第4回検討委員会のお後は、準備が整った自治会から締結していきたいと思います。
- 今後、組合内部の法務担当が確認作業を行った際に、微修正があるかもしれませんが、内容に影響がないように進めますのでご了承ください。

Q：スケジュールとして、8月下旬までに伝えなければならないことは？

A：まずは説明会の有無を伝えていただくようお願いします。

Q：土日でも良いか？

A：良いです。

学識委員：中身の濃い議論だと思う。

建物ができる前にこの議論がしたかった。

中身がわからないから不安になる。今後、情報開示を積極的に行うことが必要である。

しっかり議論していきたい。

委員長：緊密なコミュニケーションが必要と思うので、しっかりやってほしい。

素晴らしい議論ができています。

このように検討を進めてほしい。

事務連絡

- 要点録について
作成後、委員長・副委員長に確認を一任する。
後日、組合HPで公表をしていく。

4. 閉会

(11：14 終了)